

平成24年11月21日

平成22年度 金沢大学の動物実験等の実施状況に関する点検及び評価について

金沢大学では、動物実験委員会において平成22年度の本学における動物実験等の実施状況などについて研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果、全体的には概ね基本指針に適合していましたが、一部に改善の余地が認められたところです。それらについては具体的な改善の方針を立てた上で、今後もさらなる動物実験の適正化に向けて取り組んでまいります。

なお、点検項目及びその評価、また浮かび上がった主な課題とその改善の方針は以下のとおりです。

【I. 規程及び体制等の整備状況】

1. 学内規程について

動物実験等に関する学内の諸規程は基本指針に適合して策定されている。

2. 動物実験委員会について

動物実験委員会は基本指針に示された有識者により構成して設置されており、必要な業務を実施している。

3. 動物実験の実施体制について

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

安全管理に注意を要する動物実験（遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験、飼育環境の保全等）の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

5. 実験動物の飼養保管の体制

実験動物の飼育保管体制は適正に整備されているが、飼養保管施設及び飼養保管施設外実験室の設置場所について、学域・学類改組前の標記のものがあるため、現在の学域・学類にあわせることとする（実施済）。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会について

動物実験委員会は、学内の諸規程に定められた機能を果たしている。

2. 動物実験の実施状況

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告は、適正に実施されている。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況について

遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験等は、安全・適切に実施されている。

4. 実験動物の飼養保管状況について

実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書等により適正に行われているが、一部の飼養保管施設にて感染事故等の報告がされた。事故後は適切な対応がされ、対策強化等も速やかに行われていることから、管理活動は適正に行われているが、このような事故を未然に防ぎ、あるいは拡大を防ぐため、定期的な微生物モニタリングの実施が望ましい。その実施要件については、すでに検査体制強化に向けての取り組みが進行しており、今後は早急に微生物モニタリング実施要領を作成し、放射性同位元素を用いる施設や感染実験を行う施設等、検査を行えない特段の事情がある場合を除き、最低年に2回以上微生物モニタリング（血清検査）を実施するよう各飼養保管施設に通知することとする。

【点検評価結果を受けてとった対応】

平成24年3月30日付け副学長（研究・国際担当）通知「飼養保管施設における微生物モニタリングの実施について（通知）」で以下の事項及び「金沢大学における実験動物飼養保管施設・微生物モニタリング実施要領」を周知した。

1. 放射性同位元素を用いる施設や感染実験を行う施設等、検査を行えない特段の事情がある場合を除き、各飼養保管施設において、最低年に2回以上微生物モニタリングを実施すること。
2. 実施要領において、一斉検査の手順、検査材料の集荷窓口等について定めたこと。
3. 各飼養保管施設が個別に検査を行う場合は、必ず、検査結果を動物実験委員会へ提出すること。

上記に伴い、平成24年6月1日付け動物実験委員会委員長名で「微生物モニタリングに関する説明会の開催について」通知し、平成24年6月11日及び14日に微生物モニタリングの意義と目的及び微生物モニタリングの一斉検査の方法について説明会を行った。

5. 施設等の維持管理の状況について

飼養保管施設は適正に維持管理されている。

修理等が必要な施設や設備がある場合には、今年度以降「飼養保管施設利用状況報告書」に記載してもらおうこととする。

【点検評価結果を受けてとった対応】

平成24年2月23日付け動物実験委員会委員長通知「「飼養保管施設利用状況報告書」の提出について」で、修理等が必要な施設や設備がある場合には、「飼養保管施設利用状況報告書」の「特筆すべき事項」欄に記載するよう周知した。

6. 教育訓練の実施状況

実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練は適正に実施されている。

7. 自己点検・評価、情報公開

自己点検・評価、関連事項の情報公開は適正に実施されている。